

非常災害時の登校判断の基準

1 基本的な考え方

安全を第一に考え行動する。なお、局所的な荒天や利用交通機関への影響等により登校が困難な場合や、登下校時の生徒の安全確保が困難であると生徒または保護者が判断した場合は、自宅待機とし、後刻、学校にその旨を電話連絡する。

2 下記の警報等がひとつでも東京23区西部*内に発令された場合の登校判断の基準について

①午前6時30分の時点で対象の警報等が発令されている場合、自宅待機とする。

対象の警報等

〔警戒レベル3〕 暴風警報、暴風雪警報

〔警戒レベル4〕 大雨危険警報、氾濫危険警報、土砂災害危険警報

〔警戒レベル5〕 大雨特別警報、氾濫特別警報、土砂災害特別警報

(NHKニュース、気象庁ホームページ等で確認する。)

②午前8時30分の時点で対象の警報等が解除されている場合、3時間目以降の授業を実施する。

③午前11時30分の時点で対象の警報等が解除されている場合、5時間目以降の授業を実施する。

この場合、附属中学校の給食は実施しない。

④午前11時30分の時点で対象の警報等が解除されていない場合、当日を臨時休業とする。

3 非常災害（気象に関する警報以外、地震、局所的災害）時の登校判断の基準について

①NHKニュース、気象庁ホームページ等の情報により、災害状況や利用交通機関への影響等で登校が困難な場合や、登下校時の生徒の安全確保が困難であると生徒または保護者が判断した場合は、自宅待機とし、後刻、学校にその旨を電話連絡する。

②自宅待機、臨時休業が必要と学校が判断した場合は、学校ホームページで周知する。

③すでに登校した生徒は学校で待機し、その後の学校の指示に従う。

4 生徒の出席の扱いについて

自宅待機が必要と学校が判断した時間及び登校時の安全確保に要すると学校が判断した時間は、遅刻、欠席とは扱わない。

5 臨時休業措置等の本校ホームページ掲載の遅延について

当日の状況により、生徒が在宅している時間帯にホームページ掲載ができない場合がありますので、前述の登校判断の基準により行動してください。

※東京23区西部

千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・品川区・目黒区・大田区
世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・板橋区・練馬区

「熱中症特別警戒アラート」発令時の対応について

令和6年4月より運用が開始された「熱中症特別警戒アラート」は、その翌日が過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあると予想される場合に、前日の午後2時頃に発表される。この場合は、登下校中においても被害が生じ得るため、本アラートが発表された場合には、生徒、及び関係者の生命を第一に考え、以下のとおりの対応とする。

- 1 本アラートが発表された場合、翌日（特別警戒アラート該当日）の授業は、原則オンライン授業とする。
- 2 本アラートが発表された場合、翌日（特別警戒アラート該当日）のその他の教育活動については、原則中止または延期とし、その後の対応は状況に応じて判断する。
- 3 本アラートが発表された場合、翌日（特別警戒アラート該当日）の教育活動等の対応について、生徒及び保護者には Teams と C-learning により連絡をする。

※熱中症特別警戒アラート

都内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に、前日の午後2時頃に発表される。本アラートは「熱中症予防情報サイト（環境省）」（<https://www.wbgt.env.go.jp/>）から確認することができる。